

# 死亡届出後のその他手続き

# 高浜市役所

〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2 Tel.0566(52)1111

下記の項目に該当される場合は届出期間内に手続きをお願いします。※裏面もご覧ください。

No.	項目		必要書類	届出期間	担当グループ
1	国民健康保険	国民健康保険被保険者証をお返してください。 葬祭費の申請をしてください。	国民健康保険被保険者証 亡くなった方のマイナンバーのわかるもの 口座番号(葬儀をされた方の名義) 顔写真付きの身分証明書	速やかにお届けください。 (14日以内を目安) ※葬祭費の時効は2年です。	市民窓口グループ 1階5番
2	国民年金	※厚生年金の受給者は年金事務所に問い合わせください 《連絡先》Tel. 21-2110	年金手帳または基礎年金番号通知書(加入者) 年金証書(受給者) 顔写真付きの身分証明書	速やかにお届けください。	市民窓口グループ 1階6番
3	後期高齢者医療制度	後期高齢者医療被保険者証をお返してください。 葬祭費の申請をしてください。	後期高齢者医療被保険者証 口座番号(葬儀をされた方の名義) 顔写真付きの身分証明書	速やかにお届けください。 ※葬祭費の時効は2年です。	市民窓口グループ 1階4番
4	子ども医療 母子家庭等医療 障害者医療 精神障害者医療 後期高齢者福祉医療	医療費受給者証をお返してください。	医療費受給者証 顔写真付きの身分証明書	速やかにお届けください。	市民窓口グループ 1階4番
5	市県民税	納税義務者が亡くなった場合、減免の対象になる場合があります。		事由発生後速やかにお届けください。	税務グループ 1階8番
6	固定資産税	市内に固定資産をお持ちの場合は、窓口までお越しください。		事由発生後速やかにお届けください。	税務グループ 1階8番
7	軽自動車税	原付や軽自動車の登録内容の変更手続きが必要です。		所有者変更後速やかにお届けください。	税務グループ 1階8番
8	納税	税金の通知書等の送付先、口座振替の停止の手続きが必要です。		事由発生後速やかにお届けください。	税務グループ 1階8番
9	水道	所有者、使用者及び口座名義が変更となる場合は、ご連絡ください。	印鑑(口座名義を変更される場合は、金融機関への届出印)	速やかにお届けください。	上下水道グループ 2階23番
10	農業基本台帳 農地相続届	農業者の方が亡くなった場合は、農地を相続後に「農地相続届」をご提出ください。	印鑑 土地の登記簿謄本又は遺産分割協議書の写しを添付してください	相続登記後にお届けください。	経済環境グループ 1階7番
11	高浜市営墓地 (高浜南霊苑・高浜東霊苑・高浜第2東霊苑)	承継届の手続きをしてください。	死亡が記載された戸籍謄本又は死亡届の写し 現使用者と承継者の関係がわかる戸籍謄本	速やかにお届けください。	経済環境グループ 1階7番
12	町内会	町内会加入世帯の方で、世帯主を変更される場合、別紙「町内会会員世帯主変更届」にご記入ください。	町内会会員世帯主変更届	速やかにお届けください。	総合政策グループ 2階29番 または各町内会の理事

No.	項目		必要書類	届出期間	担当グループ
13	市営住宅	退去、継承、または異動の手続きをしてください。	都市計画グループ窓口で必要な書類をお伝えします。	退去：要相談 継承：30日以内にお届けください。 異動：20日以内にお届けください。	都市計画グループ 2階24番
14	児童手当	児童手当の受給者(保護者)又は高校3年生相当の年齢までの方が亡くなった場合は、ご連絡ください。	(受給者が亡くなられた場合) 新規申請者名義の口座がわかるもの、新規申請者の健康保険証・身分証明書、第1子児童名義の口座がわかるもの	15日以内にお届けください。	こども育成グループ いきいき広場3階
15	介護保険	介護保険被保険者証を返却し、保険料の還付等の手続きをしてください。	介護保険被保険者証 口座番号(相続人代表の方の名義)	14日以内にお届けください。	介護障がいグループ いきいき広場2階
16	各種障がい者手当 (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所有)	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者が亡くなられた場合は、ご連絡ください。	身体障害者手帳・療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 印鑑	14日以内にお届けください。	
17	児童扶養手当 遺児手当	母子・父子家庭の方で児童扶養手当・遺児手当の受給者が亡くなられた場合は、ご連絡ください。		14日以内にお届けください。	介護障がいグループ いきいき広場2階
18	高齢者在宅福祉サービス	高齢者在宅福祉サービス(配食サービス・緊急通報装置・徘徊探知機など)の利用者が亡くなられた場合は、いきいき広場(福祉まるごと相談グループ)へご連絡ください。	利用サービスごとに必要となる持ち物が異なりますので、事前にお問い合わせください。	速やかに(おおむね14日以内、配食サービスについては配達予定日前日までに)お届けください。	福祉まるごと相談グループ いきいき広場2階

## いきいき広場

〒444-1334 愛知県高浜市春日町五丁目165番地

【2階】介護障がいグループ・福祉まるごと相談グループ TEL0566 (52) 9871

【3階】こども育成グループ TEL0566 (52) 1111

R5.8改定

### <その他>

土地および建物の所有者がお亡くなりになった場合、法務局において相続登記の手続きが必要です。詳しくは法務局へお問合せください。(法務局への相談は予約制です。)

問合せ先

名古屋法務局刈谷支局 (刈谷合同庁舎内4階)

住 所：刈谷市若松町一丁目46番地1

連絡先：TEL 0566-21-0086